

野田市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第9号

野田市介護保険条例の一部を改正する条例

野田市介護保険条例（平成12年野田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「31,100円」を「30,000円」に改め、同項第2号中「37,400円」を「36,200円」に改め、同項第3号中「43,600円」を「43,200円」に改め、同項第4号中「54,800円」を「59,300円」に改め、同項第5号中「62,300円」を「65,900円」に改め、同項第6号ア及びイ以外の部分中「68,500円」を「79,100円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第7号ア及びイ以外の部分中「74,700円」を「85,600円」に改め、同号ア中「160万円」を「210万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第8号ア及びイ以外の部分中「81,000円」を「98,800円」に改め、同号ア中「200万円」を「320万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第9号ア及びイ以外の部分中「93,400円」を「112,000円」に改め、同号ア中「300万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第10号ア及びイ以外の部分中「105,900円」を「125,200円」に改め、同号ア中「400万円」を「520万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第11号ア及びイ以外の部分中「112,100円」を「138,300円」に改め、同号ア中「500万円」を「620万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第12号ア及びイ以外の部分中「118,300円」を「151,500円」に改め、同号ア中「600万円」を「720万

円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第13号ア及びイ以外の部分中「124,600円」を「158,100円」に改め、同号ア中「700万円」を「800万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第14号ア及びイ以外の部分中「130,800円」を「164,700円」に改め、同号ア中「800万円」を「900万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第15号ア及びイ以外の部分中「137,000円」を「171,300円」に改め、同号ア中「900万円」を「1,000万円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第16号ア及びイ以外の部分中「143,200円」を「177,900円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「1,250万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第18号イ又は第19号イ」に改め、同項第17号ア及びイ以外の部分中「149,500円」を「184,500円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第19号イ」を加え、同項第18号中「155,700円」を「204,200円」に改め、同号を同項第20号とし、第17号の次に次の2号を加える。

(18) 次のいずれかに該当する者 191,100円

ア 合計所得金額が1,750万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(19) 次のいずれかに該当する者 197,600円

ア 合計所得金額が2,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,700円」を「18,800円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「21,800円」を「23,100円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「40,500円」を「42,800円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第17号イ」を「、第17号イ、第18号イ若しくは第19号イ」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の野田市介護保険条例第4条及び第6条第3項の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。